東京文化会館自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人東京都歴史文化財団東京文化会館では、会館利用者のサービス向上のため、 館内に自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者(以下「運営事業者」 という。)を、下記の条件により募集いたします。

1 募集事業者

東京文化会館における自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者

2 運営事業者による販売商品の種類

清涼飲料水等

3 運営事業者による販売商品の形状および種類

- (1) 缶・びん・ペットボトルによる販売
- (2) 紙コップによる販売
- (3) 食品等の販売

詳細は別紙1「エリア別飲料水自動販売機規格・条件・設置台数及びグループ別募集 事業者数一覧」のとおり。設置場所ごとに種類を設定しております。

4 運営事業者による設置自販機の形状および種類

- (1) 缶・びん・ペットボトルによる販売については、自動販売機1台あたり、最低18 セレクション以上とすること。
- (2) 自動販売機は電子マネー、I Cカード等のキャッシュレス決済搭載機を原則とする。
- (3) 自動販売機は、災害時の飲料提供に対応できる機種とすること。
- (4)自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

5 募集事業者数および設置自動販売機数

募集事業者数

4 者

自動販売機設置台数

計10台

詳細は、別紙1「エリア別飲料水同販売機規格・条件・設置台数及びグループ別募集

事業者数一覧」のとおり。 グループ毎に設置場所および台数、自動販売機の最大サイズを指定しております。

6 運営事業者の応募資格および要件

- (1)過去3年間に営業販売に関し、食品衛生法又は食品製造等取締条例に基づき、営業 許可の取消し等の行政処分を受けていない者
- (2) 国税および都税等の未納がない者
- (3) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができる者
- (4) 下記「10 経費負担」に示す経費負担ができる者

7 契約期間および運営開始日

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とします。

適正かつ円滑に履行された場合は、契約期間終了後、協議の上、1ヵ年契約が更新される場合があります。契約更新は3回が限度となります。

契約締結日および運営開始日は、運営事業者と東京文化会館との間で協議の上、個別に決定します。

8 運営条件

- (1) 自動販売機の設置、維持・保守および補修に関する費用は、運営事業者の負担とします。
- (2) 販売事業の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等は、運営事業者の費用 負担で行い、その結果を、東京文化会館に報告しなければならない。
- (3) 設置する自動販売機の機種、デザイン等、販売する商品の品目およびその販売価格 は、あらかじめ協議の上、東京文化会館の承認を受けなければならない。これらの変 更についても同様とします。
- (4) 運営事業者は、毎月、自動販売機の販売管理手数料として売上額に一定率を乗じて 得た額を東京文化会館に支払うこと。
- (5) 運営事業者は、自動販売機の稼動に要した光熱水費相当額を、東京文化会館の定める方法により支払わなければならない。
- (6) 運営事業者は、商品の補充、空き容器・代金の回収および自動販売機周辺の清掃その他本商品の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (7) 自動販売機の故障その他商品の安全衛生に充分配慮するとともに、自動販売機の故障および購入者その他第三者とのトラブルについては、運営事業者の費用と責任において迅速に処理すること。
- (8) その他詳細については、運営事業者と東京文化会館との間で協議の上取り決めるものとします。

9 契約条件その他

- (1) 東京文化会館は、運営事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負いません。
- (2) 運営事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできません。
- (3) 東京文化会館は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがあります。
 - ア 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
 - イ 運営事業者が契約条件に違反したとき
 - ウ 運営事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団との指定管理者の指定を取り消す等 の場合
- (4) 災害時においては自動販売機内の清涼飲料水等を無償提供すること。
- (5) 契約が終了した場合には、運営事業者は1週間以内に自らの費用負担で原状回復すること。
- (6) 本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症等の感染拡 大防止に努めること。

10 経費負担

運営事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

- (1) 自動販売機設置作業に関わる諸経費
- (2) 光熱水費

なお、電気メーターは、運営事業者が持ち込み、各台に設置すること。

(3) 販売管理手数料(月払い) 売上額に一定率を乗じて得た額

11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第 37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等 に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であ ること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提

示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 質問の受付および回答

(1) 質問受付期間

令和4年1月11日(火)正午までに、Eメールで送信するとともに、電話で質問を送信した旨の連絡をお願いします。

なお、電話での問合せおよび受付期間を過ぎてからの質問は、一切受け付けません。

(2) 質問項目

質問は、項目ごとに簡潔明瞭に記述してください。なお、売上金額が推測される質問 にはお答えできません。

(3)回答

質問事項を集約したものを質問者全員に、令和4年1月19日(水)までに、Eメールで送付します。

13 審査内容および結果

(1) 書類審査の実施

提出された書類にもとづいて書類審査を実施します。

なお、応募者からの提出書類は、審査の結果にかかわらず返却いたしません。

(2)審査結果は、令和4年2月中旬までに、応募者全員に対して書面にて通知します。

なお、審査の内容およびその結果についての問合せには、一切応じません。

14 応募書類の提出先および提出期限

応募者は、令和4年1月28日(金)(必着・郵送)までに、所定の別紙2「自動販売機清涼飲料水等販売管理運営事業者募集応募届」(東京文化会館WEBサイト上からダウンロード)および次の書類を、東京文化会館に提出すること。

- (1)「会社案内」
- (2)「企画提案書」8部(うち7部は社名等を抹消)

「企画提案書」の書式は、自由書式(規格: A 4 判、左綴じ)とするが、以下の項目は、必ず提案すること。

- ア 設置予定自動販売機の機種およびその規格(機種カタログの添付でも可)
- イ 自動販売機1台ごとに販売ができるメーカーおよびその商品・価格等
- ウ 自動販売機1台ごとに搭載予定のキャッシュレス決裁(電子マネー、ICカード等)
- エ 販売管理手数料 設置予定の自動販売機別に、明示すること。

オ 商品の補充および空き容器の回収頻度等

カ 故障、トラブル時の対応等

キ PRその他

15 スケジュール(予定)

募集要項配布 令和3年12月17日(金)~令和4年1月28日(金)

質問受付締切 令和4年1月11日(火)正午

運営事業者決定・通知 令和4年2月中旬契約締結 令和4年2月下旬

*スケジュールは、予告なく変更することがあります。

企画書提出・問合せ先

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京文化会館 管理課管理係

担当 横山、山内

住所 〒110-8716 東京都台東区上野公園5-45

電話 03-3828-2111 FAX 03-3828-6406

Eメールアドレス bosyu@t-bunka.jp

参考「東京文化会館の概要」

(1) 名称

東京文化会館

(2) 所在地

東京都台東区上野公園5-45

- (3) 敷地面積
- $10,370\,\mathrm{m}^2$
- (4)延面積
- 22, 568 m²
- (5) 構造種別

鉄骨鉄筋コンクリート造

(6) 階数

[本館] 地下1階 地上4階

[新リハーサル棟] 地下2階 地上1階

(7) 主要施設

ア ホール施設

- ・大ホール 2,303席 (ほか車椅子用14席)
- ・小ホール 649席 (ほか車椅子用4席)
- イ 会議室5室
- ウ リハーサル室8室
- 工 音楽資料室